

基盤法施行規則第14条第1項第3号に規定する 兼務役員の農業従事日数の考え方等に関するQ&A

(総論)

Q1 兼務役員が、子会社の農業に1日どれくらいの時間従事した場合に、子会社の農業に「1日従事」と判断すれば良いですか。(申請者・市町村向け)

A 子会社の農業に1日何時間従事したことをもって、「1日従事」と判断するか否かについては、農業上の各特性を勘案し、作目や地域の実情等を加味し、社会通念に照らして判断してください。

Q2 農業における1日に必要な労働時間は、作付けする農作物の種類や地域、農作物の生育段階等によって異なります。

社会通念によって子会社の農業に「1日従事」と判断する場合、このような農業上の各特性を踏まえて判断しても良いでしょうか。(申請者・市町村向け)

A 農業上の各特性を勘案し、作目や地域の実情等を加味して、社会通念上適当か判断して差し支えありません。

ただし、例えば、兼務役員が、朝夕合計で1時間ないし2時間程度、子会社の農業に従事したことのみにもって、「1日従事」と判断することは適当ではありません。

(複数日の通算)

Q3 兼務役員が、子会社の農業に1日短時間従事した場合において、社会通念上、この1日のみでは「1日従事」と判断できない場合であっても、これを複数日通算することによって、子会社の農業に「1日従事」と判断することは可能ですか。(申請者・市町村向け)

A 1日のうち、単独では「1日従事」と判断することが難しい程度の短時間、子会社の農業に従事した場合には、このような短時間の従事日数を複数日通算することにより、子会社の農業に「1日従事」と判断することが可能です。

(通算の例)

Q4 例えば、兼務役員が、子会社の農業に1日2時間超から3時間程度従事した場合において、地域の実情等を踏まえ、これを2日通算して、子会社の農業に「1日従事」と判断することも可能ですか。(申請者・市町村向け)

A 農業上の各特性を勘案し、作目や地域の実情等を加味した上で、社会通念に照らして適当と考えられるのであれば、質問の例のように通算することは可能です。

(重複して従事する場合の考え方)

Q5 兼務役員が、1日のうちに、親会社と子会社の農業に重複して従事した場合、どのように通算できますか。(申請者・市町村向け)

A 兼務役員が、経営会議などにおいて、1日のうちに親会社と子会社の農業に重複して従事する場合には、兼務役員が従事する業務の内容によって、次の①及び②の考え方で判断します。

① 当該業務の内容が、グループ共通の肥料の種類や配合割合の決定など、グループ共通の農業経営方針の決定に係るものである場合には、親会社と子会社の農業に重複して従事したと判断して差し支えありません。

例えば、兼務役員が、グループ共通の業務に「1日従事」した場合には、兼務役員は、親会社の農業に「1日従事」し、かつ、子会社の農業にも「1日従事」したと判断して差し支えありません。

② 当該業務の内容が、親会社や子会社の決算内容の分析を順次行う場合のように、グループに共通する農業経営方針の決定に係るものとはいえない場合には、これらの法人の農業に重複して従事したと判断することは適当ではありません。

例えば、兼務役員が、グループ共通の経営会議等に2時間出席し、そのうち親会社の決算内容分析に1時間、子会社の決算内容分析に1時間従事した場合には、親会社の農業に「1時間従事」し、かつ、子会社の農業に「1時間従事」したと判断します。なおこの場合、複数日の通算によって「1日従事」したと判断することは可能です(Q3及びQ4参照)。

(証拠書類の作成)

Q6 兼務役員が、子会社の農業に従事した実績を記録しておく必要がありますか。あるとすれば、どのような資料を作成しておけば良いでしょうか。(申請者向け)

A 兼務役員の農業従事日数については、後日、必要に応じ、農業委員会や市町村から提示を求められた場合等に対応できるよう、日報や会議録等、根拠となる資料を作成しておく必要があります。

(農地法における従事日数の考え方)

Q7 農地法第3条許可における農業常時従事要件(原則年間150日以上従事)についても、Q1~6の考え方に準じて判断しても良いですか。(農業委員会向け)

A 農地法第3条許可における農業常時従事要件についても、Q1~6の考え方に準じて判断して差し支えありません。

(農業経営改善計画の認定申請書への記載内容)

Q8 基盤法第 14 条第 2 項の特例措置を活用する場合、農業経営改善計画の認定申請書にどのような内容を記載すれば良いですか。(申請者・市町村向け)

A 基盤法第 14 条第 2 項に規定する役員兼務の特例措置を活用する場合には、農業経営改善計画の認定申請書(別添様式)の「⑦ 目標を達成するためにとるべき措置」欄に、以下の項目を記載する必要があります。

- ・ 親会社である関連事業者等の名称
- ・ 当該親会社が同法第 12 条の認定を受けた市町村名
- ・ 当該親会社が農地の権利を有している市町村名
- ・ 本特例措置の対象とする兼務役員の氏名
- ・ 兼務役員の親会社及び子会社における農業従事日数